

## 規制シート(様式)

190196601010001

平成28年12月6日

規制の名称	首都圏の近郊緑地保全区域内における開発行為に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)、首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和42年政令第13号)、首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成12年総理府・建設省令第7号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局まちづくり推進課 課長 望月 一範
規制目的	首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>近郊緑地保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都県知事への届出が必要。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築      二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更      三 木竹の伐採      四 水面の埋め立て又は干拓      五 その他、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>近郊緑地保全区域とは、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域である。</p> <p>近郊緑地保全区域が開発行為によって損なわれることがないようにするためには、当該開発行為が近郊緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないかを知事への届出によってあらかじめ確認し、必要があると認められる場合には助言又は勧告をできるようにしておく必要があることから、当該規制を引き続き維持する必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		